航空自衛隊訓令第１号

自衛隊法施行令（昭和２９年政令第１７９号）第３２条、第４９条、第５１条の２及び第５１条の３の規定に基づき、基地司令及び基地業務に関する訓令を次のように定める。

昭和４１年１月２８日

防衛庁長官　松野　頼三

基地司令及び基地業務に関する訓令

改正

昭和41年７月20日	空自訓第４号	昭和50年９月25日	空自訓第21号
昭和42年２月28日	空自訓第１号	昭和53年１月30日	空自訓第４号
昭和42年10月７日	空自訓第７号	昭和53年９月19日	空自訓第25号
昭和43年９月10日	空自訓第４号	昭和54年２月26日	空自訓第７号
昭和44年６月28日	空自訓第４号	昭和55年９月18日	空自訓第41号
昭和46年１月25日	空自訓第２号	昭和57年４月30日	空自訓第19号
昭和46年11月26日	空自訓第５号	昭和58年12月２日	空自訓第27号
昭和47年１月28日	空自訓第４号	昭和62年１月27日	空自訓第１号
昭和47年５月11日	空自訓第20号	平成２年10月１日	庁　訓第38号
昭和47年７月21日	空自訓第25号	平成５年８月27日	庁　訓第23号
昭和47年10月11日	空自訓第33号	平成６年２月15日	空自訓第１号
昭和47年12月８日	空自訓第35号	平成６年９月30日	庁　訓第48号
昭和48年５月10日	空自訓第24号	平成７年３月27日	空自訓第13号
昭和49年３月23日	空自訓第９号	平成14年３月29日	空自訓第46号
平成16年２月26日	空自訓第４号		
平成16年９月13日	空自訓第41号		
平成16年12月20日	空自訓第50号		
平成17年２月18日	空自訓第４号		
平成17年９月29日	空自訓第29号		
平成18年３月20日	空自訓第４号		
平成19年１月５日	庁　訓第１号		
平成19年８月30日	省　訓第145号		
平成24年３月23日	省　訓第10号		
平成25年７月31日	空自訓第25号		
平成27年10月１日	省　訓第35号		
平成29年６月23日	省　訓第39号		
令和５年３月15日	省　訓第10号		
令和６年３月19日	省　訓第13号		

（趣旨）

第１条　この訓令は、分屯基地の名称等を定めるとともに、基地司令の職務及び権限並びに基地業務に関し必要な事項を定めるものとする。

（分屯基地）

第２条　自衛隊法施行令第５１条の２第１項ただし書の規定により最寄りの基地の一部となる施設を分屯基地と称する。

２　分屯基地の名称及び位置並びに当該分屯基地の属する基地の名称は、別表第１のとおりとする。

（基地司令）

第３条　基地司令は、当該基地（分屯基地を除く。以下同じ。）の主たる基地業務を担当する部隊又は機関（以下「部隊等」という。）の長である航空自衛官をもつて充てる。ただし、防衛大臣が特に必要と認める場合は、当該部隊等の長の職務を代理する職にある航空自衛官をもつて充てることができる。

（基地司令の職務及び権限）

第４条　基地司令は、当該基地に所在する部隊等及び当該部隊等に属しない隊員で当該基地に居住し又は所在する隊員に対し、次に掲げる職務を行う。

(1) 基地の警備に関すること。
(2) 施設の管理（地方防衛局の所掌に属するもの並びに維持及び補修を除く。）に関すること。
(3) 火災予防及び消防に関すること。
(4) 基地及び基地周辺における隊員の規律の統一に関すること。
(5) 秘密の保全の統一に関すること。
(6) 基地全般の行事及び広報に関すること。
(7) 基地に所在する部隊等の代表者としての部外との交渉に関すること。
(8) 前各号に掲げるもののほか、法令又は防衛大臣の定めるところにより基地司令の職務とされた事項に関すること。

2　前項第1号に掲げる職務を行うに当たり別表第2の左欄に掲げる基地司令は、右欄に定める者の指揮監督を受け、同項第2号から第8号までに掲げる職務を行うに当たり基地司令は、その属する部隊等の隷属する上級の部隊等の長の指揮監督を受けるものとする。

3　基地司令は、その職務を行うため、第1項の部隊等又は隊員をその職務に関して指揮監督するものとする。

4　基地司令は、特に必要があるときは、第1項の部隊等又は隊員を基地業務の実施に関して統制することができる。

（分屯基地司令の職務及び権限）

第5条　分屯基地に、分屯基地司令を置く。

2　分屯基地司令は、当該分屯基地の基地業務を担当する部隊等の長である航空自衛官をもつて充てる。

3　分屯基地司令は、当該分屯基地の属する基地の基地司令の指揮監督を受け、当該分屯基地に所在する部隊等及び当該部隊等に属しない隊員で当該分屯基地に居住し又は所在する隊員に対し前条第1項各号に掲げる職務を行う。この場合において、同項各号中「基地」とあるのは、「分屯基地」と読み替えるものとする。

4　前条第3項及び第4項の規定は、分屯基地司令について準用する。この場合において、これらの項中「第1項」とあるのは、「第5条第3項」と読み替えるものとする。

（基地業務）

第6条　基地業務は、次に掲げるとおりとする。
(1) 施設の維持及び補修に関すること。
(2) 基地通信に関すること。

(3) サイバー運用に関すること。
(4) 物品の調達及び補給（別に航空幕僚長が定めるものを除く。）に関すること。
(5) 輸送及び車両の管理運用に関すること。
(6) 写真に関すること。
(7) 損失補償、損害賠償及び補助金に関すること。
(8) 給養に関すること。
(9) 恩給、退職手当及び災害補償に関すること。
(10) 宿舎に関すること。
(11) 福利厚生に関すること。
(12) 共済組合に関すること。
(13) 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和２７年法律第２６６号）の規定による若年定年退職者給付金に関すること。
(14) 会計に関すること。
(15) 衛生及び診療に関すること。
(16) 航空幕僚長が定める再就職援護業務の実施に関すること。
(17) 前各号に掲げるもののほか、航空幕僚長が定める事項に関すること。

２　基地業務は、当該基地又は分屯基地に所在する部隊等及び当該部隊等に属しない隊員で当該基地又は分屯基地に居住し又は所在する隊員に対し、航空自衛隊の編制において定められた部隊等の長が行う。

（基地司令の職務の特例）

第７条　この訓令の規定にかかわらず、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊等が同一施設等に所在する場合における施設の管理等の業務の処理に関する訓令（昭和３２年防衛庁訓令第２４号）の適用される場合における基地司令の職務については、同訓令の定めるところによる。

（委任規定）

第８条　この訓令の実施に関し必要な事項は、航空幕僚長が定める。ただし、基地及び分屯基地の警備に関し必要な事項は、統合幕僚長が定める。

附　則

１　この訓令は、昭和41年４月１日から施行する。

２　基地司令及び基地業務に関する訓令（昭和30年航空自衛隊訓令第９号）及び基地司令及び基地業務に関する訓令の入間基地にお

ける特例に関する訓令（昭和37年航空自衛隊訓令第３号）は、廃止する。

附　則（昭和41年７月20日航空自衛隊訓令第４号）

この訓令は、昭和41年７月25日から施行する。

附　則（昭和42年２月28日航空自衛隊訓令第１号）

この訓令は、昭和42年２月28日から施行する。

附　則（昭和42年10月７日航空自衛隊訓令第７号）

この訓令は、昭和42年10月25日から施行する。ただし、別表の改正規定中岩国分とん基地に係る部分は、同年12月１日から施行する。

附　則（昭和43年９月10日航空自衛隊訓令第４号）

この訓令は、昭和43年10月１日から施行する。

附　則（昭和44年６月28日航空自衛隊訓令第４号）

この訓令は、昭和44年７月１日から施行する。

附　則（昭和46年１月25日航空自衛隊訓令第２号）

この訓令は、昭和46年３月１日から施行する。

附　則（昭和46年11月26日航空自衛隊訓令第５号）

この訓令は、昭和46年12月10日から施行する。

附　則（昭和47年１月28日航空自衛隊訓令第４号）

この訓令は、昭和47年３月31日から施行する。ただし、別表の改正規定中笠取山分とん基地に係る部分は、同年１月28日から施行する。

附　則（昭和47年５月11日航空自衛隊訓令第20号）

この訓令は、昭和47年５月15日から施行する。

附　則（昭和47年７月21日航空自衛隊訓令第25号）

この訓令は、昭和47年８月１日から施行する。

附　則（昭和47年10月11日航空自衛隊訓令第33号）

この訓令は、昭和47年10月11日から施行する。

附　則（昭和47年12月８日航空自衛隊訓令第35号）

この訓令は、昭和47年12月８日から施行する。

附　則（昭和48年５月10日航空自衛隊訓令第24号）

この訓令は、昭和48年５月14日から施行する。

附　則（昭和49年３月23日航空自衛隊訓令第９号）

この訓令は、昭和49年３月31日から施行する。

附　則（昭和50年９月25日航空自衛隊訓令第21号）

この訓令は、昭和50年10月１日から施行する。

附　則（昭和53年１月30日航空自衛隊訓令第４号）

この訓令は、昭和53年１月30日から施行する。

附　則（昭和53年９月19日航空自衛隊訓令第25号）

この訓令は、昭和53年10月２日から施行する。

附　則（昭和54年２月26日航空自衛隊訓令第７号）

この訓令は、昭和54年３月31日から施行する。

附　則（昭和55年９月18日航空自衛隊訓令第41号）

この訓令は、昭和55年９月18日から施行する。ただし、この訓令の改正規定中車力分とん基地に係る部分は、同年10月８日から施行する。

附　則（昭和57年４月30日航空自衛隊訓令第19号）

この訓令は、昭和57年４月30日から施行する。

附　則（昭和58年12月２日航空自衛隊訓令第27号）

この訓令は、昭和59年１月26日から施行する。

附　則（昭和62年１月27日航空自衛隊訓令第１号）

この訓令は、昭和62年１月29日から施行する。

附　則（平成２年10月１日防衛庁訓令第38号）

この訓令は、平成２年10月１日から施行する

附　則（平成５年８月27日航空自衛隊訓令第23号）（抄）

（施行期日）

１　この訓令は、平成５年９月１日から施行する。

附　則（平成６年２月15日航空自衛隊訓令第１号）

この訓令は、平成６年３月22日から施行する。

附　則（平成６年９月30日防衛庁訓令第48号）

この訓令は、平成６年10月１日から施行する。

附　則（平成７年３月27日航空自衛隊訓令第13号）

この訓令は、平成７年３月31日から施行する。

附　則（平成14年３月29日航空自衛隊訓令第46号）

この訓令は、平成14年４月１日から施行する。

附　則（平成16年２月26日航空自衛隊訓令第４号）

この訓令は、平成16年３月１日から施行する。ただし、別表の改正規定中御前崎市、京丹後市に係る部分は同年４月１日から、五島市に係る部分は同年８月１日から施行する。

附　則（平成16年９月13日航空自衛隊訓令第41号）

この訓令は、平成16年10月12日から施行する。

附　則（平成16年12月20日航空自衛隊訓令第50号）

この訓令は、平成17年１月１日から施行する。ただし、別表の改

正規定中秋田市に係る部分は同月11日から、つがる市に係る部分は同年２月11日から、松江市に係る部分は同年３月31日から施行する。

附　則（平成17年２月18日航空自衛隊訓令第４号）

この訓令は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成17年９月29日航空自衛隊訓令第29号）

この訓令は、平成17年10月１日から施行する。ただし、別表の改正規定中津市及び南城市に係る部分は平成18年１月１日から施行する。

附　則（平成18年３月20日航空自衛隊訓令第４号）

この訓令は、平成18年３月27日から施行する。ただし、別表第１の改正規定は、同月20日から施行する。

附　則（平成19年１月５日防衛庁訓令第１号)(抄）

（施行期日）

１　この訓令は、平成19年１月９日から施行する。

附　則（平成19年８月30日防衛省訓令第145号)(抄）

（施行期日）

１　この訓令は、平成19年９月１日から施行する。

附　則（平成24年３月23日防衛省訓令第10号)(抄）

この訓令は、平成24年３月26日から施行する。

附　則（平成25年７月31日航空自衛隊訓令第25号)(抄）

この訓令は、平成25年８月１日から施行する。

附　則（平成27年10月１日防衛省訓令第35号）（抄）

第１条　この訓令は、平成２７年10月１日から施行する。

附　則（平成29年６月23日防衛省訓令第39号）

この訓令は、平成２９年７月１日から施行する。

附　則（令和５年３月１５日防衛省訓令第10号）

この訓令は、令和５年３月１６日から施行する。

附　則（令和６年３月１９日防衛省訓令第13号）

この訓令は、令和６年３月２１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

名　　称	位　　置	分屯基地の属する基地
長　　沼　分屯基地	北海道夕張郡長沼町	千　歳　基　地
稚　　内　分屯基地 網　　走　分屯基地 根　　室　分屯基地 当　　別　分屯基地 奥　尻　島　分屯基地 襟　　裳　分屯基地 八　　雲　分屯基地 大　　湊　分屯基地 車　　力　分屯基地 東　北　町　分屯基地 山　　田　分屯基地 加　　茂　分屯基地 秋　　田　分屯基地	稚内市 網走市 根室市 北海道石狩郡当別町 北海道奥尻郡奥尻町 北海道幌泉郡えりも町 北海道二海郡八雲町 むつ市 つがる市 青森県上北郡東北町 岩手県下閉伊郡山田町 男鹿市 秋田市	三　沢　基　地
大滝根山　分屯基地 霞　ヶ　浦　分屯基地 習　志　野　分屯基地 木　更　津　分屯基地 峯　岡　山　分屯基地 硫　黄　島　分屯基地 武　　山　分屯基地 佐　　渡　分屯基地 新　　潟　分屯基地 輪　　島　分屯基地 御　前　崎　分屯基地 笠　取　山　分屯基地 経　ケ　岬　分屯基地 串　　本　分屯基地	福島県双葉郡川内村 土浦市 船橋市 木更津市 南房総市 東京都小笠原村 横須賀市 佐渡市 新潟市 輪島市 御前崎市 津市 京丹後市 和歌山県東牟婁郡串本町	入　間　基　地
高　蔵　寺　分屯基地 白　　山　分屯基地 響　庭　野　分屯基地	春日井市 津市 高島市	岐　阜　基　地
高　尾　山　分屯基地 見　　島　分屯基地 土佐清水　分屯基地 高　良　台　分屯基地 背　振　山　分屯基地 海　栗　島　分屯基地 福　江　島　分屯基地 高　畑　山　分屯基地 下　甑　島　分屯基地	松江市 萩市 土佐清水市 久留米市 神埼市 対馬市 五島市 串間市 薩摩川内市	春　日　基　地
奄美大島　分屯基地 沖永良部島　分屯基地 恩　　納　分屯基地 久　米　島　分屯基地 知　　念　分屯基地 与　座　岳　分屯基地 宮　古　島　分屯基地	奄美市 鹿児島県大島郡知名町 沖縄県国頭郡恩納村 沖縄県島尻郡久米島町 南城市 糸満市 宮古島市	那　覇　基　地

別表第２（第４条関係）

千歳基地司令	北部航空方面隊司令官
三沢基地司令	
松島基地司令	中部航空方面隊司令官
百里基地司令	
熊谷基地司令	
十条基地司令	
市ヶ谷基地司令	
目黒基地司令	
府中基地司令	
横田基地司令	
入間基地司令	
静浜基地司令	
浜松基地司令	
小牧基地司令	
岐阜基地司令	
小松基地司令	
奈良基地司令	
美保基地司令	西部航空方面隊司令官
防府北基地司令	
防府南基地司令	
築城基地司令	
芦屋基地司令	
春日基地司令	
新田原基地司令	
那覇基地司令	南西航空方面隊司令官